R03-12　改訂７版　農業経営基盤強化促進法の解説　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| はじめに | ・平成３０年及び令和元年の法改正内容などを追加し、内容を見直し | |
| 第１編  農業経営基盤強化促進法の逐条解説 | 第１章　総則（第１条～第４条） | ・第４条（定義）で「農地利用集積円滑化事業」「農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業」の条文及び解説を削除、「３農業経営基盤強化促進事業」の解説に、令和元年改正の「農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合・一体化」を追加 |
| 第２章　農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等（第５条～第１１条の１０） | ・第５条（農業経営基盤強化促進基本方針）で「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」、第６条（農業経営基盤強化促進基本構想）で「農地利用集積円滑化事業に関する事項」の条文及び解説を削除  ・第７条（農地中間管理機構の事業の特例）の農地売買等事業の解説に、農用地等の売渡し等を行うことができる適格団体に「施行規則第１８条第２号に規定する市町村、農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人」を追加  ・第３節　農地利用集積円滑化事業（第１１条の１１～第１１条の１５）を削除 |
| 第３章　農業経営改善計画及び青年等就農計画等（第１２条～第１６条） | ・第１２条（農業経営改善計画の認定等）の解説に「複数市町村にまたがる経営の取扱い、農業経営の多様化を踏まえた経営改善計画の柔軟な認定、農業経営相談所など専門家の活用、事業継続計画の策定の推進」等を追加  （新　設）  ・第１３条の２（数市町村にわたる事項の処理等）の条文及び解説を追加  （新　設）  ・第１４条（農地法の特例）第２項（子会社兼務役員の常時従事要件の特例）の条文及び解説を追加 |
| 第４章　農業経営基盤強化促進事業の実施等（第１７条～第２７条） | ・第１節～第４節を新たに設け、第１節で農業経営基盤強化促進事業の実施、第２節で利用権の設定等の促進、第３節で農用地利用改善事業の実施の促進、第４節で委託を受けて行う農作業の実施の促進等を解説  ・第２節では第１款～第３款を新たに設け、第１款で農用地利用集積計画、第２款で共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例、第３款で利用権設定等促進事業の推進を解説  ・１８条（農用地利用集積計画の作成）の解説に「７　不動産登記法の特例、８　共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例」等を追加  （新　設）  ・第２款（共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例）の条文及び解説を追加  （第２１条の２／不確知共有者の探索の要請、２１条の３／共  有者不明農用地等に係る公示、２１条の４／不確知共有者の  みなし同意、第２１条の５／情報提供等）  （新　設）  ・第２３条の２（農用地利用規程の特例）の条文及び解説を追加 |
| 第５章　雑則（第２８条～第３４条） | （新　設）  ・第３０条の２（認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等）の条文及び解説を追加  （新　設）  ・第３３条の２（権限の委任）の条文及び解説を追加 |
| 第６章　罰則（第３５条） | （新　設）  ・第３５条第２項（第１６条第５項違反、過料１０万円）の条文及び解説を追加 |
| 第７章　附則 | （新　設）  ・平成３０年改正の附則（第３条／検討）及び令和元年改正の附則（第３条及び第４条／旧円滑化団体に関する経過措置、第５条／農業経営改善計画の認定の申請に関する経過措置、第６条／青年等就農資金の経過措置、第１０条／検討）を追加 |
| 第２編  農業経営基盤強化促進法の制定とその後の経緯 | （新　設）  ・第９章　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律について（平成３０年）を追加し、法律の概要及び国会審議の状況を解説  （新　設）  ・第１０章　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律について（令和元年）を追加し、法律の概要及び国会審議の状況を解説  ・第１１章　農業経営基盤強化促進法の概要に平成３０年改正（共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例制度創設）及び令和元年改正（農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合・一体化、子会社兼務役員の常時従事要件の特例創設、特例農用地利用規程による利用集積・集約化の促進措置創設等）を追加 | |
| 第３編  法　令 | ・〈三段対照式〉農業経営基盤強化促進法令を更新  （法律／令和元年５月２４日元年法律第１２号、政令／令和元年９月１１日元年政令第１０２号、  施行規則／令和元年９月１１日農林水産省令第２８号）  ・「農業経営基盤強化促進法第３２条の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を令和２年１２月２１日改正に更新 | |
| 第４編  通　知 | ・「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」を令和２年３月３１日付け元経営第３１４３号に更新  ・「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」を令和３年４月１日付け２経営第３４１２号に更新 | |

※）上記の他にも条文・通知・様式の改正等の反映、表記の見直しなどを行っています。